

火薬庫廃止の届出

(法第16条第2項)

火薬庫の所有者又は占有者は、その火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

○提出書類

- 1 火薬庫廃止届出書
- 2 火薬庫等設置許可証
- 3 完成検査証
- 4 火薬類出納帳簿の最終ページのコピー

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は2部）

○申請にあたっての注意事項

- 1 廃止届を提出する前に、火薬庫内の火薬類を事前に処分し、火薬庫内を空の状態にしてください。併せて、火薬類出納帳簿の最終ページの写しを届出に添付してください。
- 2 火薬庫群の火薬庫全てを廃止する場合は、同時に火薬類保安責任者（代理人）の解任届を提出してください。
- 3 火薬庫を廃止せず休止する場合は「火薬庫休止届出書」を提出してください。この場合も、廃止と同様火薬庫内の火薬類を事前に処分する必要があります。併せて、火薬類出納帳簿の最終ページの写しを届出に添付してください。なお、休止から再度火薬庫を使用する場合は、火薬庫保安検査申請を提出し、保安検査を受ける必要があります。